

問い合わせ先

第二管区海上保安本部

交通部航行安全課長 江野 徹

022-363-0111 (内線 2620)



平成29年9月27日

第二管区海上保安本部

3年連続！「霧海難ゼロ」

～平成29年霧海難防止対策実施結果～

第二管区海上保安本部では、東北地方太平洋沿岸の霧多発時期となる5月1日から8月31日までの間、視界不良による衝突や乗揚げなどの霧海難を防止するため、民間船舶等の協力を得て、官民一体となって「霧海難防止対策」を実施した結果、3年連続の霧海難ゼロを達成しました。

1 実施期間

平成29年5月1日(月)から8月31日(木)までの4か月間
(123日間)

2 期間中の霧海難発生状況(資料1)

- ・対象海域における霧海難「ゼロ」(3年連続！)
- ・霧海難による死者・行方不明者「ゼロ」(14年連続！)

3 実施内容

(1) 霧の観測(資料2)

協力機関や航行中の民間船舶、巡視船艇等からの霧観測情報の収集

- ・霧観測情報の入手 延べ304回(昨年度183回)
- ・霧観測情報の提供を受けた民間船舶 延べ232回(昨年度148回)
霧観測情報には霧が観測されなかった情報も含む
- ・期間中に霧が観測された情報を入手した日数 39日(昨年度 28日)

(2) 霧情報の提供(資料2)

観測した霧情報を、官民連携により幅広い手段にて航行中の船舶に提供

- ・国際VHF無線電話、海の安全情報及びAISメッセージによる霧通報 92回(昨年度 64回)
- ・NHKや地方のFM放送局への情報提供 延べ186回(昨年度174回)
- ・漁業無線局への情報提供 延べ124回(昨年度 73回)

(3) 啓発活動

リーフレットを活用した各種啓発活動を実施

- ・海上保安官による訪船指導 857隻(昨年度617隻)
- ・海上保安官による訪問指導(船舶代理店、漁協等) 263か所(昨年度157か所)
- ・海難防止講習会の実施(漁業者、小型船舶操縦者等) 21回(昨年度32回)

用語について

- 1 霧海難とは、霧発生時(視程 1,000m 未満)に発生した衝突、乗揚げ及び船位喪失(視界不良などの原因で自船位置がわからなくなる)による船舶事故をいいます。
- 2 A I S (船舶自動識別装置)とは、船名、現在位置などの情報を自動的に船舶間や A I S 陸上局と送受信する航海用機器であり、A I S 搭載船舶は A I S 陸上局からのメッセージ情報を自動的に受信することができます。
- 3 海の安全情報とは、一般船舶やマリナー活動等の海域利用者に対して、インターネットや携帯サイトを通じてリアルタイムに提供している、気象・海象情報、緊急情報等の海の安全に関する情報です。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/mics/> (インターネット)
<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html> (スマートフォン)
<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/index.html> (携帯電話)
- 4 漁業無線局とは、漁船が漁業のために使用する漁業用の沿岸無線局をいいます。

参考資料

- 資料1 過去10年間の霧海難防止対策期間中における霧海難発生状況(隻数)
- 資料2 期間中に霧を観測した情報を入手した日数及び霧情報の提供回数